

審 第 1 9 9 0 号

答 申 第 5 8 1 号

令和 4 年 1 0 月 1 8 日

千葉県公安委員会

委員長 秋 口 守 國 様

千葉県情報公開審査会

委員長 中 岡 靖

審査請求に対する裁決について（答申）

令和 3 年 4 月 1 4 日付け公委（市原警）発第 3 号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第 1 1 4 2 号

令和 3 年 2 月 9 日付けで審査請求人から提起された、令和 3 年 2 月 2 日付け市原警発第 2 6 号で行った行政文書部分開示決定のうち、「協議概要意見欄及び対応欄」を不開示とした部分に係る審査請求に対する裁決について



答 申

第1 審査会の結論

千葉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、令和3年2月2日付け市原警発第26号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）で不開示とした協議概要の欄における意見及び対応の欄に記載されている各情報については、開示すべきである。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、令和3年1月18日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求の内容

本件請求の内容は、「令和2年6月19日付公委（交規）発第77号のための市原市長の道路法95条の2の意見照会書類に添付されていた打合せ・協議記録簿（令和2年3月13日と令和2年4月6日のみが対象）」である。

3 特定した対象文書

実施機関は、本件請求に係る対象文書として、打合せ・協議記録簿（9）（以下「本件対象文書」という。）を特定した。

4 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に対して本件決定を行った。

5 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服として、令和3年2月9日付けで審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

「令和3年2月2日付け市原警発第26号行政文書部分開示決定通知書で千葉県情報公開条例第8条第6号に該当として開示しないとした部分の処分を取消す。」との

裁決を求める。

## 2 審査請求の理由

- (1) 千葉県情報公開条例第8条第6号に該当しない。
- (2) 交通量調査をしないことを共謀した違法行為が明らかになるため開示しなかった。

## 第4 実施機関の弁明要旨

### 1 対象文書の特定

実施機関において、審査請求人が開示を求める行政文書の有無を調査した結果、同文書は、市原警察署に保管され、令和2年5月12日付け市土管第571号「[〇〇〇〇地先交差点改良計画]について(照会)」に添付された打合せ・協議の議事録のうち、同年4月6日に実施した「打合せ・協議記録簿(9)」であることが判明したことから、これを対象文書と特定したことに誤りはない。

### 2 協議概要の意見欄及び対応欄に記載されている情報

条例第8条第6号に規定する「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、同種のもものが反復されるような事務又は事業であって、開示することにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの等と解されている。

協議概要の意見欄及び対応欄に記載されている情報について検討するに、これらの情報は、県の機関、他の地方公共団体が行う事務又は事業に関することであって、公にすることにより当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは明らかであり、同号に該当することから、これらの情報を不開示とした本件決定に誤りはない。

### 3 その他の主張

審査請求人は、このほか、上記第3 2 (2) のとおり主張するが、同主張は、条例に基づき行われた本件決定に何らの影響を及ぼすものではない。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の弁明並びに本件対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

### 1 本件対象文書

本件対象文書は、道路法(昭和27年法律第180号)第95条の2第1項の規定

により、市原市長が、〇〇〇〇地先交差点改良計画について、千葉県公安委員会の意見を聴くために作成した「〇〇〇〇地先交差点改良計画」について（照会）（令和2年5月12付け市土管第571号）のうち、千葉県警察本部の担当者及び市原市の担当者で行われた協議（以下「本件道路協議」という。）に係る行政文書である。

上記第3 1において、審査請求人は、条例第8条第6号に該当するとして開示しないとした処分を取り消すとの裁決を求めている。そこで、当審査会が本件対象文書を見分したところ、本件対象文書は、協議件名、整理番号、回数、日付、協議先、出席者（規制課側、土木事務所側、市原市側及び設計受託者等の欄で構成されている。）、協議形式及び協議概要（意見及び対応の欄で構成されている。）の欄で構成されており、本件決定において不開示とした部分（上記第3 1に限る。）は、協議概要の欄における意見及び対応の欄に記載されている各情報である。

## 2 条例第8条第6号該当性

当審査会が事務局職員をして実施機関に確認させたところ、実施機関は、不開示とした理由について、当該各情報が開示される前提に立てば、本件道路協議における担当者間での率直な意見の交換が損なわれ、結果として議論が萎縮することとなるなど、本件道路協議に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる旨の説明があった。

しかしながら、これらの欄には、実施機関の職員が道路構造令（昭和45年政令第320号）に基づく実施機関の運用に従って指摘した意見及びそれに対する市原市の職員に係る回答の要旨が記載されているとのことであり、当該意見の欄に記載されている情報は、実施機関の職員であれば同様の指摘をすることが予想される意見であるとのことであった。

そうすると、これらの欄に記載されている各情報を開示することにより、実施機関が説明する、本件道路協議における担当者間での率直な意見の交換が損なわれ、結果として議論が萎縮することとなるなど、本件道路協議に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該各情報は、同号に該当せず、開示すべきである。

## 3 審査請求人のその他の主張

審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

## 4 結論

よって、実施機関が、本件決定で不開示としたこれらの欄に記載されている各情報については、開示すべきである。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和3年 4月14日	諮問書の受付
令和3年 9月28日	審議
令和3年10月29日	審議
令和3年11月26日	審議
令和3年12月20日	審議
令和4年 1月28日	審議
令和4年 2月25日	審議
令和4年 3月23日	審議
令和4年 4月25日	審議
令和4年 5月30日	審議
令和4年 6月27日	審議

(参考)

### 千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
大久保 佳 織	弁護士	
荘 司 久 雄	前城西国際大学非常勤講師	部会長
湊 弘 美	弁護士	部会長職務代理者

(五十音順)